

特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ 災害等発生時の各種事業中止の判断基準 及び連絡・対応について

多賀城市民スポーツクラブでは、多くの方々が様々なスポーツ活動をしております。
天候や災害に伴う事業中止の判断基準を裏面のとおりに作成しましたので、ご確認ください。
なお、屋外施設等での雨天中止の判断については、現場の状況によりますので、その都度ご確認ください。

【 中止の連絡手段 】

原則として、スクール会員にはメール配信、その他の事業参加者には電話等で連絡をします。
スクール会員は、スクールごとに登録が必要となりますので、各スクールカレンダーに記載されているQRコードを携帯電話等で読み取り、登録していただきますようよろしくお願いいたします。

【 大規模災害時等の連絡手段 】

- 1 災害発生時、クラブ事業に参加している参加者が、ご家族等に連絡をする手段がない場合は、クラブで対応します。
- 2 その後の情報は、「171災害伝言ダイヤル」やSNSなどでご確認ください。
(状況により、対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

～災害伝言ダイヤル・手順～ 『171 → 2 → 022-365-1918』

【 多賀城市民スポーツクラブ加入保険補償内容 】

- 1 法人事業参加者を対象に、次の保険に加入します。
- 2 入院、通院については、1日目から補償されます。
- 3 慢性的な疾患の悪化や熱中症は、保険の対象とならない場合があります。

死亡・後遺障害	200万円
入院保険金日額	3,000円
通院保険金日額	1,500円

特定非営利活動法人
多賀城市民スポーツクラブ事務局
電話 022-365-1918
HP : <https://www.tagajo-sc.jp>
Facebook :
<http://www.facebook.com/tagajosimin>

事業中止の判断基準及び対応について

この基準は、事業開始90分前または活動中の状況が以下のとおりの場合に適用します。

	状況	判断基準	対応	体育施設での活動中に避難指示がでた場合	体育施設以外での活動中に避難指示がでた場合	連絡方法	引き渡し (子ども対象事業)
1	地震	震度5強以上 但し、住宅の倒壊など重大な被害が発生した場合	中止	① 活動を行っている施設で待機（必要があれば所定の避難所へ移動）し、避難指示が解除されるまで待機。	① 中止の判断基準に基づくが、それ以外は、実施施設（学校長等）の指示に従い中止の判断をする。	② 活動を行っている施設で待機又は、近くの避難所へ移動し避難指示が解除されるまで待機。	保護者の お迎えのみ
2	津波	国内の地震による津波警報 (市内に避難指示がでた場合)					
		海外の地震による津波警報 (市内に避難指示がでた場合)					
3	大雨	市内全域に大雨警報	屋外活動中止 屋内活動は状況により判断	② 避難指示が出ていない地域については、自己責任のもと自宅への帰宅を促します。	② 活動を行っている施設で待機又は、近くの避難所へ移動し避難指示が解除されるまで待機。	（避難場所については、事業毎に事前に周知します。）	保護者の お迎えのみ
		市内広域で冠水の恐れがある場合	中止				
4	大雪	① 市内全域に大雪警報 ② 積雪15cm以上	屋外活動中止 屋内活動は状況により判断			<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等の配信 ・電話 ・メール配信 (スクール会員のみ) 	保護者の お迎えのみ
5	雷	雷警報					
6	風(竜巻)	市内全域に暴風警報・竜巻警報					
7	臨時休館	① 開館が不可能と認められたとき (停電、断水等) ② 災害等で避難所を開設するとき ③ 多賀城市の指示によるとき	中止	—	—		

- 【その他】
- ・活動中に中止になった場合は、振替や返金などの対応は行いませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・活動前に中止になった場合は、後日振替をします。振替ができない場合は、返金等の対応を別に検討します。
 - ・各種事業で別に定めた注意事項等をお守りください。